

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	小児慢性特定疾病医療給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、小児慢性特定疾病医療給付事務において、特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鹿児島県知事

公表日

令和8年7月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	小児慢性特定疾病医療給付事務
②事務の概要	【事業概要】 小児慢性特定疾病に罹患している18歳未満の児童(18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20歳到達までの者を含む)について、患者家庭の負担軽減を図るため、医療費の助成を行う。 【事務内容】 ・申請受付 ・審査 ・認定 ・給付 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	小児慢性特定疾病システム、中間サーバー、統合宛名管理システム、Public Medical Hub(PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

登録者ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表8の項 番号法19条6号(PMHを活用した情報連携に係るデジタル庁への委託)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・特定個人情報の照会 13の項 ・特定個人情報の提供 42、80、125、158、161の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部子ども政策局子育て支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部子ども政策局子育て支援課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2775
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部子ども政策局子育て支援課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2775
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。(住基ネットによりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正確認を行う・複数人での確認や上長に確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行うこと) 以上のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	小児慢性特定疾病システムの副本登録画面については、必要最低限の人数になるようアクセスできる職員が制限されている。また、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。(住基ネットによりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正確認を行う・複数人での確認や上長に確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行うこと) 以上のことから、情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	システムの名称	小児慢性特定疾患システム	小児慢性特定疾病システム	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	(3. 個人番号の利用) 法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番7	番号法第9条第1項 別表第一 7の項	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携) ②法律上の根拠	番号法第19条7号 別表第二 項番16	番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 9の項 ・特定個人情報の提供 26, 56の2, 87の項	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	所属長	課長 樋渡 真人	課長 平 勝義	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	請求先	“保健福祉部子ども福祉課 所在地:鹿児島市鴨池新10-1 電話:099-286-2766”	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新10番1号 電話:099-286-2775	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	連絡先	“保健福祉部子ども福祉課 所在地:鹿児島市鴨池新10-1 電話:099-286-2766”	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新10番1号 電話:099-286-2775	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成28年5月25日	いつ時点の計数か	平成26年3月10日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成29年4月28日	所属長	課長 平 勝義	課長 向窪 憲和	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成29年4月28日	いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	部署	保健福祉部子ども福祉課	鹿児島県子ども家庭課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	所属長	課長 向窪 憲和	課長 上舞 誠	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	請求先	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新10番1号 電話:099-286-2766	“くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2775”	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	連絡先	保健福祉部子ども福祉課 所在地:郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新10番1号 電話:099-286-2766	“くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2775”	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
平成30年5月31日	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	部署	鹿児島県子ども家庭課	くらし保健福祉部子ども家庭課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	請求先・連絡先	“くらし保健福祉部子ども家庭課 所在地:鹿児島市鴨池新町10-1 電話:099-286-2771”	くらし保健福祉部子ども家庭課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2771	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和2年5月25日	請求先・連絡先	くらし保健福祉部子ども家庭課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2771	くらし保健福祉部子ども家庭課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2775	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和2年5月25日	いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和3年5月28日	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和3年7月28日	法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 9の項 ・特定個人情報の提供 26, 56の2, 87の項	番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 9の項 ・特定個人情報の提供 26, 56の2, 87の項	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正に伴う変更
令和4年6月2日	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年6月14日	システムの名称	団体内統合宛名システム	統合宛名管理システム	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年6月14日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 7の項	番号法第9条第1項 別表第一 7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年6月14日	②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 9の項 ・特定個人情報の提供 26, 56の2, 87の項	番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 9の項 ・特定個人情報の提供 26, 56の2, 87, 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・特定個人情報の照会 第8条 ・特定個人情報の提供 第19, 30, 44, 59の3条	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和5年6月14日	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	部署	くらし保健福祉部子ども家庭課	保健福祉部子ども政策局子育て支援課	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月27日	請求先・連絡先	くらし保健福祉部子ども家庭課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2775	保健福祉部子ども政策局子育て支援課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2775	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条	番号法第9条第1項 別表 8の項	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年8月27日	②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 9の項 ・特定個人情報の提供 26, 56の2, 87, 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・特定個人情報の照会 第8条 ・特定個人情報の提供 第19, 30, 44, 59の3条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・特定個人情報の照会 13の項 ・特定個人情報の提供 42, 80, 125, 158, 161の項	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和7年9月8日	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和7年9月8日	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	項目なし	十分である	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和7年9月8日	判断の根拠	項目なし	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。(住基ネットによりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正確認を行う・複数人での確認や上長に確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行うこと) 以上のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和7年9月8日	最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和7年9月8日	当該対策は十分か【再掲】	項目なし	十分である	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)
令和7年9月8日	判断の根拠	項目なし	小児慢性特定疾病システムの副本登録画面については、必要最低限の人数になるようアクセスできる職員が制限されている。また、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。(住基ネットによりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正確認を行う・複数人での確認や上長に確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行うこと) 以上のことから、情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	再実施に係る修正(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月25日	②事務の概要	【事業概要】 小児慢性特定疾病に罹患している18歳未満の児童(18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20歳到達までの者を含む)について、患者家庭の負担軽減を図るため、医療費の助成を行う。 【事務内容】 ・申請受付 ・審査 ・認定 ・給付	【事業概要】 小児慢性特定疾病に罹患している18歳未満の児童(18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20歳到達までの者を含む)について、患者家庭の負担軽減を図るため、医療費の助成を行う。 【事務内容】 ・申請受付 ・審査 ・認定 ・給付 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事後	PMHを活用した情報連携に係る公費医療費助成事務の追加に係る修正
令和7年11月25日	③システムの名称	小児慢性特定疾病システム、中間サーバー、統合宛名管理システム	小児慢性特定疾病システム、中間サーバー、統合宛名管理システム、Public Medical Hub (PMH)	事後	PMHを活用した情報連携に係る公費医療費助成事務の追加に係る修正
令和7年11月25日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表8の項	番号法第9条第1項 別表8の項 番号法19条6号(PMHを活用した情報連携に係るデジタル庁への委託)	事後	PMHを活用した情報連携に係る公費医療費助成事務の追加に係る修正
令和8年7月30日	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和8年7月30日	全ページ	,	「、」へ修正	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)